

# 文化庁における 海賊版対策等の 取組状況について

平成29年3月8日(水)  
文化審議会著作権分科会  
国際小委員会 発表資料

文化庁長官官房国際課

# 1. 文化庁における海賊版対策関連施策等の概要

平成29年度予定額: 147,456千円(内: 94,967千円)  
(平成28年度予算額: 148,049千円(内: 88,999千円))  
\* 内: 文化庁直接執行(海賊版対策事業)

## 【目的】

海賊版に対し、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を行う。

## 【対象地域】

中国、韓国に加え、平成24年度からはインドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムにも対象を拡大。さらに平成28年8月の「日ASEAN文化大臣会合」において、ASEAN各国への支援が表明されたことを踏まえ、平成29年度、トレーニングセミナーのASEAN諸国における開催を拡充。

### ①二国間協議(対象: 侵害発生国・地域の著作権当局)

我が国コンテンツの侵害が発生している国・地域における政府との定期協議等の実施

### ②トレーニングセミナー(対象: 侵害発生国・地域の取締機関職員)

侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした真贋判定セミナーの実施  
平成29年度予算(予定)において、ASEAN諸国において開催地を拡大

### ③グローバルな著作権侵害への対応

#### (対象: 侵害発生国・地域の著作権法制度担当者)

侵害発生国・地域における著作権法制度での権利執行の強化(集中管理団体制度の整備を含む)を支援するための調査、セミナー等の実施

### ④侵害発生国・地域における著作権普及啓発

#### (対象: 侵害発生国・地域の一般消費者, 著作権当局, 権利者団体)

侵害発生国・地域における国民の著作権意識の向上のため、国内外関係者のネットワークの構築及び関係者が共用できるテキストやWebサイト等の作成(プラットフォームの形成)支援やイベント等の実施。

### ⑤権利行使推進の支援(対象: 我が国の権利者)

インターネット上の著作権侵害に対応するための著作権者向けのハンドブックの作成等

### ○WIPO(世界知的所有権機関)と協力した途上国対象協力プログラム アジア・太平洋地域著作権制度普及促進事業

#### (APACEプログラム: Asia Pacific Copyright Enhancement Program)

文化庁からWIPOへの拠出金にて、WIPOとの連携で、アジア・太平洋地域における著作権制度の整備・強化を促進する事業の実施

### ○官民協力体制の構築

官民合同ミッションへの参加やCODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)の支援

## 2. 平成28年度取組状況(2-1)

### ①二国間協議

我が国コンテンツの侵害が発生している国・地域における政府との定期協議等の実施

- ・日中著作権協議及び日中著作権セミナーを実施し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うとともに、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施(平成28年7月、上海)。
- ・日韓著作権協議及び日韓著作権フォーラムを実施し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うとともに、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施(平成28年12月、ソウル)。
- ・インドネシア知的財産総局と今後の協力について協議を実施(平成28年10月、東京)。
- ・ベトナム文化・スポーツ・観光省と著作権侵害対策の強化に向けた課題や今後の協力について協議を実施(平成29年1月、ホーチミン)。

### ②トレーニングセミナー

侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした真贋判定セミナーの実施

- ・税関、警察、裁判所職員等の著作権侵害対策に係る能力開発を目的に、中国、香港、台湾、マレーシア、ベトナム、インドネシアの7都市でセミナーを開催。

### ③グローバルな著作権侵害への対応

侵害発生国・地域における著作権法制面での権利執行の強化(集中管理団体制度の整備を含む)を支援するための調査、セミナー等の実施

- ・ベトナムにおけるエンフォースメントの強化のため、ベトナム文化・スポーツ・観光省の著作権担当部局職員等による日本へのスタディ・ビジットを実施(平成28年10月)。
- ・ミャンマーにおいて著作権集中管理団体設立支援のセミナーを開催予定(平成29年3月)
- ・マレーシアを対象に著作権侵害等に関する実態調査を実施(平成28年度)。

### ④侵害発生国・地域における著作権普及啓発

侵害発生国・地域における国民の著作権意識の向上のため、国内外関係者のネットワークの構築及び関係者が共用できるテキストやWebサイト等の作成(プラットフォームの形成)支援やイベント等の実施。

《タイ》

- ・タイDIP(知的財産局)が毎年開催している知財普及啓発活動の主要イベント「タイIPフェア」において、「Japan - Thailand Copyright Forum 2016」をタイ知的財産局と共催で実施、講師を派遣(平成28年8月、バンコク)。
- ・「JAPAN EXPO THAILAND 2017」において一般消費者向けに普及啓発イベントを実施(平成29年2月、バンコク)。

《マレーシア》

- ・CoFesta「マンガフェスティバル in マレーシア」において、著作権普及啓発イベントとしてマレーシア知的財産公社と共催で著作権〇×クイズ等を実施(平成28年11月、クアラルンプール)。

《ベトナム》

- ・ベトナムにおける著作権普及啓発推進のため、著作権に関する普及啓発教材をベトナム語に翻訳し、提供予定。

### ⑤権利行使推進の支援

インターネット上の著作権侵害に対応するための著作権者向けのハンドブックの作成等

- ・インターネット上の著作権侵害の状況や対処方法・事例等を調査し、権利者が海外における権利侵害に対して行う権利執行に資するようなハンドブックを活用したセミナーを実施(平成29年2月、東京)。

## 2. 平成28年度取組状況(2-2)

### ○WIPOと協力した途上国対象協力プログラム アジア・太平洋地域著作権制度普及促進事業 (APACEプログラム: Asia Pacific Copyright Enhancement Program)

文化庁からWIPOへの拠出金にて、WIPOとの連携で、アジア・太平洋地域における著作権制度の整備・強化を促進する事業を実施

- ・著作権保護及び執行の強化を図るため、中国、パキスタン、フィリピン、ベトナムの著作権当局職員及びインターネット上での著作権侵害の取締機関等職員を対象とした、「著作権・著作隣接権のエンフォースメントに関する特別研修(WIPO東京特別研修)」を東京で実施(平成28年10月17日～28日)
- ・著作権の集中管理制度の整備・強化を図るため、カンボジア、クック諸島、ラオス、モルディブ、ミャンマーの著作権当局職員等を対象とした、「WIPO著作権集中管理制度に関する研修(WIPO/CMO研修)」を東京で実施(平成28年10月23日～30日)。
- ・アジア・太平洋諸国における著作権制度の普及・充実のため、ラオス(平成28年5月12日～13日)・モルディブ(平成29年2月13日～17日)においてナショナルセミナーを開催。
- ・ASEAN諸国における著作権・著作隣接権に関する課題を含め、政策・戦略についての意見・情報交換を行い、各国及び地域における著作権制度の整備及び強化を目指す、「ASEAN諸国における著作権普及啓発と人材育成に係るサブリージョナルワークショップ」をマレーシアで開催(平成28年9月6日～8日)。

### 3. 平成29年度に拡充する取組

#### 背景

平成28年8月の「日ASEAN文化大臣会合」において、ASEAN各国への支援を表明

トレーニングセミナーの実施個所の拡大  
 平成29年度、侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした真贋判定セミナーのASEANにおける実施地域を拡大(開催に当たっては、現地著作権局と連携)



ASEANにおける重点国であり、二国間協議の枠組みとの連携から、タイ及びベトナムから開始

#### (参考)

ASEAN各国における我が国コンテンツ・これまでの対応等の状況について

	対象国	人口	WIPO		文化庁			一人当たりGDP(US\$)	進出日本企業数(社)	推計被害件数(※1)
			訪日研修	ナショナルセミナー	訪日研修	トレーニングセミナー	一般向普及啓発 教材等配布			
重点対象国	インドネシア	2億5546万人	○	○	○	○		3,354	1,766	29億件
	マレーシア	3,112万人	○	○	○	○		10,803	1,347	—
	ベトナム	9,157万人	○	○	○	△	○	2,016	1,452	145億件
	タイ	6,883万人	○	○	○		○	6,033	1,641	22億件
先進国等	シンガポール	552万人	○					54,593	779	—
	ブルネイ	42万人	○					35,376	10	—
	フィリピン	1億142万人	○					2,848	1,521	—
LDC	カンボジア	1,544万人	○	○				1,067	182	—
	ミャンマー	5,184万人	○	○				1,259	259	—
	ラオス	702万人	○	○				1,692	144	—

※1:平成25年度～平成27年度実施、海外における著作権侵害実態調査より

# (参考)知的財産政策ビジョン

## ・知的財産推進計画2016における記述

### 知的財産政策ビジョン(平成25年6月知財本部決定)

#### 第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

##### 6. 模倣品・海賊版対策の強化

###### (1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

- ・模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
- ・コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ・侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省、文部科学省、外務省)

### 知的財産推進計画2016(平成28年6月閣議決定)

#### 第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

##### 2. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

###### 《デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策》

- ・インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及・啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。(短期・中期)

#### 第3. コンテンツの新規展開の推進

##### 1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

###### 《模倣品・海賊版対策》

###### <<模倣品・海賊版対策>>

###### (正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策)

- ・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)
- ・相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)
- ・侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理団体制度の整備等、著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナーを実施する。(短期・中期)
- ・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及啓発活動を推進する。(短期・中期)
- ・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)